

「証券CFD取引契約締結前交付書面」新旧対照表

2025年2月3日

新	旧
<p><b>1. 証券CFD取引の概要</b> (中略)</p> <p>(4) 価格調整額</p> <p>株価指数CFD、その他指数CFDでは、当社が定める日に建玉を保有していた場合、当社で定めた価格調整額が発生します。</p> <p>価格調整額は原資産となっている先物の限月交代によってCFDの建玉に発生する評価損益を調整するものです。参照原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、参照原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。</p> <p>※株式CFD取引、ETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）を原資産とするCFD取引では価格調整額は発生しません。</p> <p>なお、価格調整額の計算式は以下の通りです。</p> <p>買建玉：（期近銘柄（※1）CFD 終値（MID レート） - 期先銘柄（※2）CFD 終値（MID レート）） × 取引単位 × コンバージョンレート - <b>（※4）金利分</b></p> <p>売建玉：（期先銘柄 CFD 終値（MID レート） - 期近銘柄 CFD 終値（MID レート）） × 取引単位 × コンバージョンレート - <b>金利分</b></p> <p>※1 期近銘柄とは、価格調整日（※3）の直近の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高かった原資産の銘柄を意味します。</p> <p>※2 期先銘柄は、価格調整日を挟んで、以降の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高いと考えられる原資産の銘柄を意味します。</p> <p>※3 価格調整日は原資産となる限月の期日が訪れるまでの当社が定める日を指します。</p> <p><b>※4 一部の銘柄では、当社がカバー取引を行う際の金利負担を反映した値が適用されます。</b></p> <p><b>4. 注文の執行方法</b> (1) 成行注文</p> <p>成行注文は注文価格を指定せず、銘柄の別、取引の数量、注文の種類（売買の別）のみ指定する注文方法を指します。成行注文は、当社のサ</p>	<p><b>1. 証券CFD取引の概要</b> (中略)</p> <p>(4) 価格調整額</p> <p>株価指数CFD、その他指数CFDでは、当社が定める日に建玉を保有していた場合、当社で定めた価格調整額が発生します。</p> <p>価格調整額は原資産となっている先物の限月交代によってCFDの建玉に発生する評価損益を調整するものです。参照原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、参照原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。</p> <p>※株式CFD取引、ETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）を原資産とするCFD取引では価格調整額は発生しません。</p> <p>なお、価格調整額の計算式は以下の通りです。</p> <p>買建玉：（期近銘柄（※1）CFD 終値（MID レート） - 期先銘柄（※2）CFD 終値（MID レート）） × 取引単位 × コンバージョンレート</p> <p>売建玉：（期先銘柄 CFD 終値（MID レート） - 期近銘柄 CFD 終値（MID レート）） × 取引単位 × コンバージョンレート</p> <p>※1 期近銘柄とは、価格調整日（※3）の直近の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高かった原資産の銘柄を意味します。</p> <p>※2 期先銘柄は、価格調整日を挟んで、以降の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高いと考えられる原資産の銘柄を意味します。</p> <p>※3 価格調整日は原資産となる限月の期日が訪れるまでの当社が定める日を指します。</p> <p><b>（追加）</b></p> <p><b>4. 注文の執行方法</b> (1) 成行注文</p> <p>成行注文は注文価格を指定せず、銘柄の別、取引の数量、注文の種類（売買の別）のみ指定する注文方法を指します。成行注文は、当社のサ</p>

新	旧
<p>サーバで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。成行注文では、発注時にお客様が許容できるスリッページ幅を注文画面上で設定することができます。その場合には、お客様の注文を当社のサーバで受注した時点における当社の配信価格（以下、「基本価格」といいます）がお客様の発注時に画面表示価格と一致するか、または、お客様が注文時にあらかじめ設定したスリッページ許容幅の範囲以内であれば、お客様の成行注文は当該基本価格で全数量約定しますが、スリッページ許容幅を超えている場合には全数量の注文受付が拒否されます。<b><u>ただし、お客様に有利な価格となる場合は、スリッページの範囲外であっても成立するものとします。</u></b>スリッページ許容幅を設定せずに成行注文を発注することもできますが、相場急変時はスリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。なお、基本価格の変動が激しい場合には、スリッページ許容幅の設定の有無にかかわらず、基本価格が有効な市場価格ではないものとして注文が受け付けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。（スリッページ許容幅の設定方法については、操作マニュアルをご確認ください。） (中略)</p>	<p>サーバで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。成行注文では、発注時にお客様が許容できるスリッページ幅を注文画面上で設定することができます。その場合には、お客様の注文を当社のサーバで受注した時点における当社の配信価格（以下、「基本価格」といいます）がお客様の発注時に画面表示価格と一致するか、または、お客様が注文時にあらかじめ設定したスリッページ許容幅の範囲以内であれば、お客様の成行注文は当該基本価格で全数量約定しますが、スリッページ許容幅を超えている場合には全数量の注文受付が拒否されます。スリッページ許容幅を設定せずに成行注文を発注することもできますが、相場急変時はスリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。なお、基本価格の変動が激しい場合には、スリッページ許容幅の設定の有無にかかわらず、基本価格が有効な市場価格ではないものとして注文が受け付けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。（スリッページ許容幅の設定方法については、操作マニュアルをご確認ください。） (中略)</p>